



平成 30 年 12 月 28 日

各 位

会 社 名 マジェスティ ゴルフ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 金 在昱  
(コード番号：7834)  
問合せ先 常務執行役員 CFO 管理本部長 鈴木 正道  
(TEL：03-6275-6300)

### 支配株主等に関する事項について

当社の支配株主等に関する事項は、下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

#### 記

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社の商号等

(平成 30 年 9 月 30 日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている金融商品取引所
		直接保有分	合算対象分	計	
モーツァルトアドバイザーズ코리아リミテッド	親会社	13.32	37.69	51.00	非上場
Orchestra Private Equity 第1号私募投資合資会社	親会社	—	51.00	51.00	非上場
MarumanKorea Co.,Ltd.	その他の関係会社	37.69	—	37.69	非上場

(注) MarumanKorea Co.,Ltd. は、平成 30 年 10 月 1 日付で MAJESTY GOLF KOREA Co.,LTD. に商号変更いたしております。

2. 親会社等が複数ある場合は、そのうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社等の商号又は名称及びその理由

①会社の商号又は名称

モーツァルトアドバイザーズ코리아リミテッド

②その理由

当社の議決権を直接保有するとともに、間接保有分を合わせ当社議決権の過半数保有しており、また、同社の取締役が当社の代表取締役を兼任し、当社の経営に実質的な影響を有しております。

3. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

モーツァルトアドバイザーズコリアリミテッド(以下、「MAK」といいます。)は、Orchestra Private Equity 第1号私募投資合資会社(以下、「OPE1」といいます。)が設立した特別目的会社(SPC)であります。

MAKは、株式価値の向上によりリターンを創出することを目的として、当社及び MarumanKorea Co.,Ltd.(現会社名 MAJESTY GOLF KOREA Co.,Ltd.、以下「MGK」といいます。)に投資を行っているものであります。また、MGKは、MAKの100%子会社であり、当社の議決権の37.69%を直接保有するその他の関係会社であります。

営業取引としては、当社とMGKとの間でゴルフ事業における商品売買取引及び商標使用契約に基づく取引がありますが、いずれも市場価格に基づく条件による取引となっております。

なお、当社の取締役1名がMAK及びOPE1の役員を兼務しており、また、当社の取締役2名がMGKの役員を兼務しておりますが、いずれも当社が事業活動を行う上での承認事項など親会社等からの制約は一切なく、独立性は確保されております。

(役員兼務状況)

役職	氏名	親会社等又はそのグループ企業での役職	就任理由
代表取締役	金 在昱	モーツァルトアドバイザーズコリアリミテッド取締役 Orchestra Private Equity 第1号私募投資合資会社取締役 MarumanKorea Co.,Ltd. 代表取締役	経営に関する総合的な助言を得るため
取締役	金 錫根	MarumanKorea Co.,Ltd. 代表取締役	経営に関する総合的な助言を得るため

4. 支配株主等との取引に関する事項

(平成30年9月30日現在)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	支配株主との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	MarumanKorea Co.,Ltd.	大韓民国ソウル特別市	(百万ウォン) 3,065	卸売業	(被所有) 直接 37.69	大韓民国における当社製品の販売 役員兼任	製品の販売	1,161,500	売掛金	215,118
							ロイヤリティの受取	20,998	-	-

(注) (1) 上記取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

① 当社製品販売は市場価格に基づき、交渉の上決定しております。

② ロイヤリティについては、両社が協議して決定した契約上の料率に基づき決定しております。

5. 支配株主等との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社と支配株主等との間の取引を行う場合については、一般の取引条件と同様に適切な条件による取引を基本とし、その取引金額の多寡に関わらず、取引内容及び条件の妥当性について、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することとしております。

6. 親会社等が継続開示会社ではない旨

MAK、OPE 1 及びMGKは、継続開示会社等ではありません。

以上